

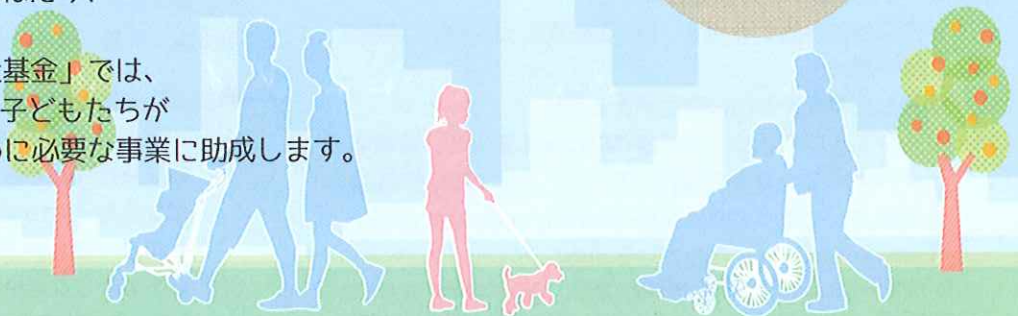
生活クラブ虹の街エッコロ福祉基金

2015年度助成事業募集

助成総額
200万円
(1団体あたり上限
30万円)

急激に進行する少子高齢社会において、
人々が安心して地域の中で暮らし続けていくためには、
地域の仲間が地道に活動を積み重ねたり、
新しく創り出すことが大切です。

「生活クラブ虹の街エッコロ福祉基金」では、
高齢者、障がい者、生活困窮者、子どもたちが
安心して地域で暮らしていくために必要な事業に助成します。
ぜひご応募ください。



受付期間 2015年10月20日(火)～11月10日(火)

募集 説明会

千葉県内6カ所で募集説明会を開催します。下記の日程をご確認の上、参加ご希望の方は
ちばのWA地域づくり基金まで、事前にお申し込みください。 参加費：無料

①	9/11(金)	13:30～15:30	四街道市文化センター305号室	四街道市大日 396
②	9/28(月)	13:30～15:30	浦安市市民活動センター会議室	浦安市北栄 1-1-16
③	9/29(火)	10:00～12:00	市原市市民活動センターコミュニティルーム	市原市五井中央西 2-22-4
④	10/8(木)	10:00～11:30	流山市生涯学習センターA-101	流山市中 110
⑤	10/9(金)	10:00～12:00	松戸商工会議所小会議室	松戸市松戸 1879-1
⑥	10/15(木)	14:00～16:00	千葉市美浜文化ホール会議室	千葉市美浜区真砂 5-15-2

※「生活クラブ虹の街エッコロ福祉基金」とは※

寄付団体：生活クラブ虹の街（生活クラブ生活協同組合千葉）

生活クラブ虹の街では、消費材（取扱い品）の購入や組合員活動、日常生活における組合員同士のたすけあいの仕組み「エッコロ制度」があります。組合員からの出資月額100円の内、約75円がこれら保障に充てられ、約25円は地域で高齢者・障がい者・次世代育成支援・生活困窮者支援活動を行う団体に助成を行う「エッコロ福祉基金（一般助成・特別助成）」に充てられます。これまでの助成総額は1億5000万円以上になっています。

お問合せ 申請先



公益財団法人
ちばのWA地域づくり基金

〒261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-12

TEL:043-270-4640 E-mail:info@chibanowafund.org

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金は、2012年に多くの市民からの寄付で設立した公益財団です。市民・企業からの意思ある寄付を千葉県内の地域課題の解決に取り組む市民公益活動団体に届けることで、豊かな地域社会づくりに取り組んでいます。

生活クラブ虹の街エッコロ福祉基金 2015年度助成募集要項

●対象事業

- (1) 高齢者、障がい者、次世代育成、生活困窮者が暮らしやすい社会になるための事業
例) 高齢者の生きがいづくり・障がい者の自立支援につながる活動・子どもたちの健やかな育ちを応援する活動・一人親家庭への支援活動・生活困窮者の自立を支援する活動 など
- (2) 高齢者、障がい者、次世代育成、生活困窮者が暮らしやすい社会になるための事業に必要な調査・研究
- (3) 2016年4月1日～2017年3月31日の間に実施される事業
※1団体につき1件の応募に限ります。

●対象団体

次のすべてに該当する団体であること

- (1) 千葉県内で活動するNPO・市民活動団体（法人格、活動年数は不問。）
- (2) 申請した事業を適切に実施できる団体
- (3) 公益コミュニティサイト「CANPAN」に団体登録し、情報開示レベル★3つ以上を獲得した上で、「ちばNPO情報館」(<http://fields.canpan.info/partner/organization/chibanowa/about>)に登録している団体
※「CANPAN」および「ちばNPO情報館」登録についてはNPO法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ(TEL:043-303-1688)にお問い合わせください。
- (4) 事業の進捗についてブログ等で継続的に情報発信すること
- (5) 当財団によるヒアリング、事業報告書の提出・公表、成果報告会への参加に同意すること
- (6) 以下のいずれにも該当しない団体
・個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体(以下「暴力団等」という。)、その他法令、公序良俗等に違反する団体

●助成金額

助成総額200万円。1団体あたりの助成額は30万円(上限)。

●助成対象経費

申請した事業実施に係る次の費目(人件費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、備品費、印刷製本費、諸謝金等)。

●助成申請方法

所定の「助成事業申請書」に記入の上、郵送もしくは持参にて提出してください。2015年11月10日(火)17時必着

※応募書類は当財団ウェブサイト(<http://chibanowafund.org>)からダウンロードできます。

●選考について

- (1) 選考は、当財団が設置する助成褒賞選考委員会により、第一次選考(書類選考)と、第二次選考(公開プレゼンテーション)を行います。
(第一次選考(書類選考))
・生活クラブ虹の街組合員投票を参考にし、「助成事業申請書」「ちばNPO情報館で開示されている情報」をもとに行います。

- ・選考委員による質問がある場合は各団体に送付いたしますので、期日までにご回答ください。
- ・第一次選考結果は2月上旬までに郵送にて通知します。
(第二次選考(公開プレゼンテーション))
・第一次選考を通過した団体のみ行います。
開催日時:2016年2月20日(土)13:15~17:00(予定)
会場:千葉市生涯学習センター大研修室
(千葉市中央区弁天3-7-7)
・選考の結果は各団体に文書にてお知らせします。
- (2) 選考の結果助成金額を申請額より減額することがあります。
- (3) 総評等、ウェブサイトにて公開いたします。

【選考基準】

- ①公益性があり、地域社会のニーズがあるか
- ②事業の必要性・先駆性
- ③事業内容の計画性や実現可能性
- ④事業の継続・発展性
- ⑤団体・事業・社会に与えるインパクトと波及効果

●助成決定後について

- (1) 2016年3月に助成金の振り込みを実施します。
- (2) 助成決定後、やむを得ない理由で事業内容を変更しなければならなくなった場合は、ちばのWA地域づくり基金までご相談ください。
- (3) 以下のような場合、助成金の全部または一部を返還していただく義務が発生することがあります。
・助成金を申請目的以外に使用した場合
・偽り、その他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明した場合
- (4) 助成決定内容のほか、組合員投票や事業報告について、生活クラブ虹の街の機関紙や、ウェブサイトに掲載することがあります。
- (5) 助成事業について活動現場への訪問をすることがあります。

●助成団体が行うこと

- (1) 定期的に活動状況をウェブサイトやブログで発信する。
- (2) 事業終了後1か月以内に収支を含む事業報告書・収支決算書を提出する。
- (3) 2017年7月開催予定の助成事業成果報告会での報告。
- (4) 助成事業で作成するチラシなどの印刷物やメールでの参加者募集などに「ちばのWA地域づくり基金『生活クラブ虹の街エッコロ福祉基金』」から助成を受けて活動している旨を記載する。
- (5) 助成金に関わる収支の証拠書類(領収書等)は10年間保管し、いつでも閲覧できるようにしておく。

ちばのWA地域づくり基金では、すべての市民公益活動団体に対して、積極的な情報開示を推奨しています。公益ポータルサイト「ちばNPO情報館」運営団体による「認証制度」を取り入れ、信頼性と透明性の高い団体を支援の対象としています。各団体が自らの活動について十分な情報を広く社会に発信することで、社会からの共感と信頼を得ることができ、より寄付者の思いに沿った団体や事業への助成が実現できると考えます。

申請先・お問い合わせ:公益財団法人ちばのWA地域づくり基金
261-0011 千葉市美浜区真砂5-21-12 TEL/FAX:043-270-4640
E-mail:info@chibanowafund.org HP:<http://chibanowafund.org>